

自殺総合対策会議 会長
加藤勝信 厚生労働大臣 殿

自殺対策を推進する議員の会

自殺総合対策大綱の見直し等に関する緊急要望

～「生きることの包括的な支援（自殺対策）」の更なる強化のために～

我が国の自殺者数は平成10年に急増して以降、長らく年間3万人を超える状況が続いたが、「自殺対策を推進する議員の会」の前身にあたる「自殺防止対策を考える議員有志の会」が中心となって平成18年に自殺対策基本法を制定し、自殺対策が社会的な取組として進められる中、平成22年以降は10年連続で自殺者数は減少してきた。しかし、一昨年はコロナ禍において11年ぶりに自殺者数が増加し、昨年は再び減少に転じたものの、特に児童生徒の自殺は極めて深刻であり、自殺者数も依然として年間2万人を超える危機的な状況が続いている。

当議員連盟は、これまで自殺総合対策の政策的な枠組み作りを牽引してきた立場から、今般の自殺総合対策大綱の見直し等に向けて、自殺対策関係者等へのヒアリングや自殺対策現場の視察等を行い、本要望をまとめた。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して「生きることの包括的な支援（自殺対策）」を更に強化するため、以下13項目の推進を強く要望する。

記

1. 自殺総合対策の更なる強化に必要な予算の拡充
2. 都道府県等「地域自殺対策プラットフォーム」の構築
3. 地域自殺対策推進センター長（地域自殺対策の実務責任者）の任命
4. 子ども（児童生徒）の自殺対策を担当する専任管理職の配置
5. 子ども（児童生徒）の自殺実態分析の推進と分析体制の整備
6. 「子どもの自殺危機対応チーム」の全国設置等、緊急対応力の強化
7. すべての児童生徒に対する「SOSの出し方に関する教育」の拡充等
8. 小中学校における「精神疾患に関する教育」の推進
9. 子ども・若者の自殺対策におけるDX化の推進（1人1台端末の活用等）
10. 子どもの選択肢を増やすことによる「生きることの促進要因」の強化
11. LGBTQなどセクシャル・マイノリティに関わる自殺対策の推進
12. SDGs（持続可能な開発目標）等と自殺対策との関連性の明確化
13. 世界に向けた情報発信等の強化を通じた国際協力の推進

1. 自殺総合対策の更なる強化に必要な予算の拡充

- ・自殺総合対策の更なる強化に必要な予算の拡充を図ること。また、本要望における様々な取組に対して、優先的に予算を充てること。
- ・財政状況が悪化している地方自治体が全国的に多いことを踏まえ、地方自治体にとって地域自殺対策強化交付金を使いやすくすることで、地域における自殺対策の強化を図ること。特に「地域自殺対策プラットフォーム」の構築等において、地域自殺対策推進センターが必要な人材を確保できるよう、地域自殺対策強化交付金の補助率を10分の10とすること。地方自治体の財政状況の悪化が足かせとなって地域自殺対策が停滞することのないよう十分な措置を講じること。

2. 都道府県等「地域自殺対策プラットフォーム」の構築

- ・各都道府県及び政令指定都市において自殺対策の関係機関（地域自殺対策推進センター、自殺対策主管課、精神保健福祉センター、保健所）が連携し、市町村や民間団体等への支援を強化できるようにするため、都道府県及び政令指定都市に「地域自殺対策プラットフォーム」を構築すること。
- ・「地域自殺対策プラットフォーム」は、「都道府県自殺対策計画策定の手引」において設置が推奨されている「いのちを支える自殺対策推進本部（地域自殺対策の意思決定機関）」の事務局を務め、これによる決定を踏まえて、関係機関の連携による自殺対策の実務を担うことが想定される。また、「地域自殺対策プラットフォーム」の事務局は、「地域自殺対策推進センター」が務めることが想定される。

3. 地域自殺対策推進センター長（地域自殺対策の実務責任者）の任命

- ・各都道府県及び政令指定都市において「地域自殺対策推進センター長」を任命し、地域自殺対策の実務責任者を明確にすること。
- ・都道府県及び政令指定都市における自殺対策は、都道府県知事又は副知事、もしくは市長又は副市長が「いのちを支える自殺対策推進本部長」として地域自殺対策の総括責任者を務め、地域自殺対策推進センター長が自殺対策の実務責任者を務めることが想定される。

4. 子ども（児童生徒）の自殺対策を担当する専任管理職の配置

- ・子ども（児童生徒）の自殺対策を推進するには、関係府省や地方自治体、民間団体等との緊密な連携が不可欠である。しかし、現在そうした「連携の推進役」となる管理職が不在であり、関係者間の連携も十分とは言えない。この事態を改善するため、政府において速やかに「子ども自殺対策室」を新たに設置し、その室長を専任で務める管理職を配置すること。

5. 子ども（児童生徒）の自殺実態分析の推進と分析体制の整備

- ・「児童生徒の自殺統計原票案（別紙参照）」を導入し、児童生徒の自殺実態の把握に努めること。
- ・「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」には、児童生徒の自殺の背景等を分析するために必要な情報が多く含まれており、これについても速やかに分析を行うこと。
- ・CDR（チャイルド・デス・レビュー）における自殺事例についても、あわせて分析すること。
- ・子ども（児童生徒）の自殺防止を徹底的に推し進めるという強い決意を持ち、上記を含めた様々な統計等を活用して子どもの自殺実態に関して多角的に分析するための体制を整備すること。

6. 「子どもの自殺危機対応チーム」の全国設置等、緊急対応力の強化

- ・自殺リスクを抱えた児童生徒をすべての地域で包括的に支援（児童生徒の家庭等も含めて支援）できるようにするため、都道府県及び政令指定都市に「子どもの自殺危機対応チーム」を設置し（長野県が既に設置）、当該チームが後押しする形で、それぞれの地域における学校と保健所、児童相談所と医療機関等による実践的な連携を推進すること。
- ・学校の教職員が、緊急的に児童生徒の自殺リスクに対応するのを支援するため、教職員を対象とした「子どもの自殺危機 24 時間対応窓口」を開設すること。
- ・上記を推進するため、「地域自殺対策プラットフォーム」と教育委員会等が緊密な連携を図ること。

7. すべての児童生徒に対する「SOS の出し方に関する教育」の拡充等

- ・文部科学省が平成 29 年に行った調査において、自殺予防教育プログラムの実施率が極めて低かった状況（全国の実施率は 1.8%）を踏まえ、授業の実施可能性を高めるために自殺予防教育とは一線を画する形で推進することとなった「SOS の出し方に関する教育」を、すべての児童生徒が少なくとも年 1 回は受講できるように拡充すること。
- ・子どもが SOS を出すためには、自らの置かれている状況が「誰もが生まれながらに持っている固有の権利（子どもの権利）」を侵害されている状況であることに気づけるようになることが重要となるため、「SOS の出し方に関する教育」を実践する際は子どもの権利に関する教育も徹底すること。
- ・児童生徒が友人等から SOS を受け取る側にもなり得ることから、「SOS の受け止め方」を含めたゲートキーパーとしての役割に関しても、すべての児童生徒に伝えること。
- ・教職員や保護者等を対象に、「SOS の受け止め方」を含めたゲートキーパーとしての役割に関する研修を徹底すること。
- ・自治体や地域の自殺対策関係機関等が、ゲートキーパーとしての役割を担う子どもや若者の中には自殺念慮を自ら抱えている人がいることを理解できるように啓発等を行うこと。

8. 小中学校における「精神疾患に関する教育」の推進

- ・精神疾患症状の出現ピークは 14 歳とされているが、知識や情報不足ゆえに本人も周囲もこれに気づきにくい。その一方で、精神疾患は治療が遅れるほど深刻化して自殺のリスクとなりかねず、子どもたちがそれまでに精神疾患に関する正しい理解を身につけられるようにしなければならない。そのため、小学校高学年から中学校を卒業するまで、それぞれの学年に合った内容の授業を毎年度受けられるように、小中学校においても「精神疾患に関する教育」を推進すること。
- ・あわせて、教職員や保護者等に対する精神疾患に関する研修等も充実させること。

9. 子ども・若者の自殺対策における DX 化の推進（1 人 1 台端末の活用等）

- ・GIGA スクール構想における「1 人 1 台端末」を、子ども（児童生徒）の自殺対策に最大限活用するための方策を具体的に検討・精査し、速やかに実行すること。
- ・児童生徒の自殺リスクや精神不調を早期に察知し、当該児童生徒を速やかに支援につなげるため、タブレット端末等を活用した IT ツール等を全国の学校に整備すること。その際、「子どもの自殺危機対応チーム」との連携を想定した、自殺リスクを抱えた児童生徒への支援フローも明確にすること。
- ・個人情報の扱いに十分配慮しつつ「1 人 1 台端末」を児童生徒の自殺の実態解明に活用する方法を検討すること。
- ・不登校や不登校傾向の児童生徒等が、オンラインで授業を受けたり部活動に参加したりできるようにすること。またそのサポートを充実させること。

10. 子どもの選択肢を増やすことによる「生きることの促進要因」の強化

- ・子どもの「生きることの促進要因」を強化するために、不登校や不登校傾向の児童生徒等が安心して過ごすことのできる「多様な居場所（広島県が既に設置）」を、学校内及び地域に設けること。
- ・不登校や不登校傾向の児童生徒等が、オンラインで授業を受けたり部活動に参加したりできるようにすること。またそのサポートを充実させること。（再掲）
- ・児童生徒（子ども）が、自分自身の人生や生き方についてじっくり考える時間や機会を持てるようにすること。
- ・児童生徒（子ども）に多様な選択肢を提示し、自らの判断で選択することを推奨することにより、児童生徒が自身の価値基準に基づいて様々な選択をできるようになるよう支援すること。
- ・内申書の欠席欄や所見欄を廃止するなど（広島県が既に実施）して、中学生が「いま現在の自分自身」を大切にしながら高校進学に関する選択（進路の決定）ができるようにすること。
- ・義務教育の途中で一時的に義務教育から離れることができるよう、子どもにとって選択の幅を広げること。

11. LGBTQ などセクシャル・マイノリティに関わる自殺対策の推進

- ・LGBTQ の自殺実態に関する調査を、当事者の意見を踏まえつつ実施すること。
- ・全国の地方自治体が策定する地域自殺対策計画に「LGBTQ などセクシャル・マイノリティに関わる自殺対策の推進」も加えること。
- ・若年代の LGBTQ にとって拠り所となり得る「居場所」作りを支援すること。
- ・大学や企業等におけるアウティング（※アウティングとは、LGBTQ 当事者の了解を得ずに、本人の性的指向や性自認の秘密を暴露すること）対策を推進すること。

12. SDGs（持続可能な開発目標）等と自殺対策との関連性の明確化

- ・社会（地域）づくりとして展開されている他の施策等と自殺対策との関連性を明確にすることで、我が国の自殺対策が社会（地域）づくりであることへの理解を促進させること。
- ・2030 年に向けて世界中のあらゆる国、分野において SDGs の推進が行われているが、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して「生きることの包括的な支援」として進められている自殺対策は SDGs の観点（誰も置き去りにしない）からも非常に重要なテーマであり、新しい自殺総合対策大綱には両者の関連性も明記すること。

13. 世界に向けた情報発信等の強化を通じた国際協力の推進

- ・我が国が自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推し進めていることや「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざして自殺対策を総合的に推進していること、自殺対策基本法に基づき様々な取組を行ってきた中で自殺死亡率がピーク時から約 40% 低下している現状等について、積極的に海外に向けて情報発信すること等を通じて、自殺対策における国際協力を推進すること。
- ・海外の様々な知見等を我が国の自殺対策に活用すべく、海外の自殺対策関係者等との交流を積極的に推し進めること。

以上